

令和6年 第5回教育委員会定例会議 会議録

- 1 日時 令和6年5月15日(水)
開会 13時30分
閉会 14時25分
- 2 会場 金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室
- 3 出席委員(7名)
- | | |
|---------|---------|
| 教 育 長 | 野 口 弘 |
| 教 育 委 員 | 田 邊 俊 治 |
| 〃 | 大 島 淳 光 |
| 〃 | 丸 山 章 子 |
| 〃 | 木 村 陽 子 |
| 〃 | 長 澤 裕 子 |
| 〃 | 櫻 吉 啓 介 |
- 4 欠席委員(なし)

事務局	教育次長	堀 場 喜一郎
	担当次長(兼)教育総務課長	前 多 洋 一
	教育総務課長補佐	内 山 善 之
	担当次長(兼)学校職員課長	地 下 雅 志
	学校職員課担当課長・管理主事(兼)課長補佐	外 川 奨
	担当次長(兼)学校指導課長	貞 廣 賢 了
	学校指導課担当課長(兼)課長補佐	小 川 隆 庸
	市立工業高校事務局長	今 井 信 也
	担当次長(兼)生涯学習課長	村 田 昌 人
	図書館総務課長(兼)玉川図書館長	岩 崎 友 代
	教育プラザ総括施設長	熊 谷 有 紀 子
	(兼)学校教育センター所長	
	(兼)特別支援教育サポートセンター長	

- 5 案 件
- 議案第13号 令和7年度使用教科書(中学校用教科書)採択方針について (学校指導課)
- 議案第14号 令和7年度使用教科書(中学校「特別の教科 道徳」)採択方針について (学校指導課)
- 議案第15号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(令和7年度使用教科書(中学校用教科書))について (学校指導課)
- 議案第16号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(令和7年度使用教科書(中学校用「特別の教科 道徳」))について (学校指導課)
- 議案第17号 学びの多様化学校設置検討委員会への諮問について (学校指導課)

- 非 議案第18号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について
(学校指導課)
- 非 議案第19号 学びの多様化学校設置検討委員会委員の委嘱及び任命について
(学校指導課)
- 非 議案第20号 金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について
(教育総務課)
- 非 議案第21号 金沢市社会教育委員の委嘱について
(生涯学習課)
- 非 議案第22号 令和6年度金沢市議会6月定例会議会提出予定案件について
(教育総務課)
- 報告第5号 令和5年度教育相談事業について (学校教育センター)
- その他
(1) 次回の定例会議の日程について

6 議事の経過等 以下のとおり

野口教育長の開議挨拶に続いて、傍聴希望者3名について協議し、傍聴を許可した。次に、会議録署名委員に大島委員を指名した。本日の議題について、野口教育長が議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号を非公開とするよう発議し、全会一致で非公開とすることを決定した。

審議に入り、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、報告第5号、その他(1)について説明・質疑応答が行われ、原案どおり承認した。また、6月の定例会議の開催日を次のとおり決定した。最後に議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号について非公開で審議に入り、原案どおり承認し、閉会した。

* 6月の定例会議の日程：令和6年6月26日(水) 13:30～

[案件の説明及び諸報告について]

案件について、別添資料等に基づき事務局より説明・報告し、原案どおり承認された。

[主な質疑・応答の内容について]

- 議案第13号 令和7年度使用教科書(中学校用教科書)採択方針について(学校指導課)
- 議案第14号 令和7年度使用教科書(中学校「特別の教科 道徳」)採択方針について(学校指導課)
- 議案第15号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(令和7年度使用教科書(中学校用教科書))について(学校指導課)
- 議案第16号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(令和7年度使用教科書(中学校「特別の教科 道徳」)について(学校指導課)

(説明の概要)本年度は令和7年度から令和10年度までの4年間使用する中学校の教科書の採択を行う年である。

まず、金沢市教育委員会における教科用図書の採択の仕組みについて説明する。議案書11ページ。本市では、金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱に基づき採択事務を行っている。第3条により、教育委員会は教科用図書の採択について金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を置くこととなっている。また第5条により、選定委員会は専門的事項を調査研究するために教科用図書調査委員会及び各学校に教科用図書研究委員会を置くこととなっている。

これらの関係を金沢市教育委員会の採択の仕組みとして議案書14ページに示した。教科書採択において金沢市教育委員会は、石川県教育委員会の指導・助言・援助の下、採択事務を行うこととなっている。

(1) 金沢市教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、教科書採択に係る意見を答申するよう諮問する。

(2) 諮問を受けた選定委員会は、教科用図書調査委員会及び各学校に設置された教科用図書研究委員会に教科書の専門的事項の調査研究を依頼する。

(3) 教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会は、調査研究を行い、選定委員会に対して研究結果を報告する。

(4) 選定委員会は、二つの委員会の意見を踏まえるとともに、教科書展示会での市民の意見を参考としながら審議し、金沢市教育委員会に対し答申を行う。

(5) 金沢市教育委員会は、この答申を基に審議し、令和7年度から使用する教科書の採択を行う。

また、教科書展示会とは、教科書の発行に関する臨時措置法第5条等に基づき開催するものである。本市の教科書展示会は、保護者や地域の方々が参加できるよう、国の法定展示期間である14日間よりも長く設定している。

議案書1ページ。議案第13号は、金沢市の令和7年度使用教科書（中学校用教科書）採択方針を決定するものである。

石川県の採択方針を踏まえ、1～3の項目は県と同様になっている。4の項目は、前回の中学校用教科書採択となる令和2年度の採択方針と同様に、「金沢市や生徒の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること」とした。これは、本市の施策や生徒の実情に適した教科書であるとともに、学習指導要領等においても重視されている問題解決的な学習が充実できるようにと市が独自に設定した項目である。

議案書5ページ。議案第15号は、金沢市教育委員会が金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に対し、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告、並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見の答申を諮問するものである。本議案は中学校用教科書の採択についての諮問（案）である。

本市では、石川県の採択に係る留意事項等も踏まえ、項目1、項目2と(1)～(9)の調査項目を設定した。なお、(8)と(9)は金沢市独自の項目であり、本市で推進している金沢ベーシックカリキュラムとの関連や、金沢型学習スタイルに基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていることを調査項目の一つとして設定した。

項目3は、国から中学校英語の教科書採択について、デジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができるとの通知があったことから、英語の教科書研究に当たっては、昨年度の小中学校用教科書採択と同様にデジタル教科書についても調査し、基礎的な技能を身に付けられるような工夫が図られていることを調査項目の一つとして新たに設定した項目である。

項目2の(1)～(9)及び項目3の中黒は、調査研究を行う際の視点であり、調査項目としたいと考えている。

議案書3ページ。議案第14号は、令和7年度使用教科書（中学校「特別の教科 道徳」）の採択方針についてである。

中学校用教科書と同様に、石川県の採択方針を踏まえているため、4以外の項目は県と同じ文言となっている。4の項目については、本市の施策や生徒の実情が反映されるよう「金沢市や生徒の実情に即し」という文言を加えた。これは昨年度の小中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択時にも同じようにした。

議案書8ページ。議案第16号は、中学校「特別の教科 道徳」の採択についての諮問（案）である。

中学校用教科書と同様に、項目1、項目2と(1)～(7)の調査項目については、県の採択における留意事項を踏まえて設定した。(4)については「特別の教科 道徳」の採択方針と同様に、文頭に「金沢市や生徒の実情に即し」という言葉を追加した。(1)～(7)の項目は、中学

校用教科書と同様に調査項目としたいと考えている。

櫻吉委員	教科書の展示会はどこで行われるのでしょうか。また、展示会開催についての市民へのインフォメーションはどのようになっているのでしょうか。
貞廣学校指導課長	教科書の展示会は常設展示と移動展示がありますが、常設展示は教育プラザ富樫で行いたいと思っています。移動展示については、金沢市の24校1分校に対して約3日間ずつ見本本を回すことになっています。これらの周知は、金沢市のホームページや新聞、各学校から学校だよりの形で保護者や地域の方々に行うこととなっています。
櫻吉委員	英語の教科書の採択について、昨年もデジタル教科書が留意点の一つになっていましたが、これは基本的には紙の教科書と全く同じものと考えていいのですか。
貞廣学校指導課長	このデジタル教科書は学習者用教科書ですので、紙の教科書と内容は同じです。ただし、デジタル教科書なので、音声を聞いたり拡大ができたりします。
櫻吉委員	デジタル教科書としての使いやすさもかなり考慮に入れて選定しなさいということですか。
貞廣学校指導課長	国からは、教科書の調査はあくまでも紙の教科書で行うが、英語の教科書については音声や拡大しての使用ができるので、それも一つの調査事項として調査研究の一事項とすることができるとの通知が来ています。
櫻吉委員	他の教科もデジタルになっているのではないかと思います。それは今後考慮していく必要があるということですか。
貞廣学校指導課長	学習者用教科書として子どもたちに配られるものは英語のデジタル教科書のみで、他の教科のものについては教科書と同様に提供されることになっていないので、今年の調査研究については、全ての教科のものを調査するよという指示等は国からはございません。
野口教育長	確認ですが、英語のデジタル関係のものだけが新しく特設されたものであり、教科書そのものの内容については、前回の中学校の教科書採択や昨年の小学校の教科書採択と変わりはないと捉えてよろしいですね。
貞廣学校指導課長	おっしゃるとおり、学習指導要領が変わっていませんので、4年前の教科書採択から大きな変動はありません。また、学習者用のデジタル教科書については、昨年度小学校でも調査が行われました。それが今回、中学校でも調査が行われるということです。
木村委員	小学校の教科書の採択のときに音声の録音等の話がありましたが、中学校についても同様と考えてよろしいでしょうか。
貞廣学校指導課長	英語の学習者用のデジタル教科書については届いたばかりですの

で、音声録音できることになっているかどうかは、これから調査研究を行います。

木村委員

それではなくて、最終的に8月下旬に決めるときに、会議を非公開にするとか、音声だけを公開するとか、そういう話が小学校の教科書採択のときにありましたよね。その件です。

貞廣学校指導課長

採択を決定する教育委員会議については、昨年度の議会答弁で、中学校の教科書採択においても小学校と同様に行うという答弁がありましたので、昨年と同様の形で行いたいと考えております。

田邊委員

先ほどのデジタル教科書の件に関連して確認です。英語に関してはデジタル教科書を使うということですが、実験的に、必要があれば教科によっては導入可能という扱いでしょうか。そのあたりはどのように予定しているのか、もし固まっていることがあれば教えてください。

貞廣学校指導課長

デジタル教科書につきましては、今後、教科書の中での位置付けも踏まえて検討していくことになると思いますが、各学校では、例えば算数であったり数学であったりの学習者用デジタル教科書を国に申請して、申請が通って使っている学校もありますので、その好事例等も基にしながら考えていきたいと思っております。ただ、今回の採択の検討の在り方としては、教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査検討の対象は紙の教科書であることが基本となっています。ただし英語に関しては、令和6年度以降、学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて提供する予定であることもあり、研究を行うという形になっていると捉えていただけたらと思います。

田邊委員

例えば、学校ベースでデジタル教科書を導入したいという発案があれば、条件にもよりますが、それを促していくという取り扱いになるのでしょうか。

貞廣学校指導課長

おっしゃるとおり、そのような形になると思います。

田邊委員

次第にデジタル教科書を見据えた方向に向かいつつありますね。

野口教育長

各教科書を見ていますと、これまでも2次元コードが数多く設定されていたと思います。4年が経過し、中身もずいぶんよくなったのではないかと思います。2次元コードについて、特段意識しなくてもいいということではよろしいですか。

貞廣学校指導課長

確かに2次元コードは、多くの教科書に付いていますので、ウェブサイトの内容については調査を行います。あくまでも教科書は紙の教科書で調査研究を行います。

野口教育長

要は、紙の教科書の内容をしっかりと見ていくという形でよろしいですね。

○ 議案第17号 学びの多様化学校設置検討委員会への諮問について（学校指導課）

（説明の概要）議案書16ページ。諮問する事項は、学びの多様化学校の設置についてである。

議案書17ページ。これまで不登校の未然防止・早期発見・早期対応のために、不登校対策連

絡会の開催やWEBQアンケートの実施、心と学びの支援員（現・校内教育支援センター支援員）の配置等、さまざまな取り組みを行ってきたが、全国、石川県と同様、本市においても令和4年度不登校児童生徒数は、小学校、中学校ともに過去最多となり、年々増加する不登校児童生徒数は大変憂慮すべき状況である。そこで、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるため、国のCOCOLOプランを踏まえ、本市における学びの多様化学校の設置を検討する。

学びの多様化学校設置検討委員会では、設置要綱に基づき、学びの多様化学校に関する審議・検討を、学識経験者、保護者、不登校支援団体関係者、学校・教育委員会関係者の構成によりお願いしたい。今年度に3回程度開催し、教育委員会に答申した後、教育委員会議で設置等について審議し、関係機関と協議したい。

丸山委員

学びの多様化学校は、一つの校舎として新たにつくるのでしょうか。それとも、例えば廃校になった校舎を使うのでしょうか。場所的にはどのように考えればいいですか。

貞廣学校指導課長

検討委員会では、まず、金沢市において学びの多様化学校を設置することが適当であるか、設置が効果的かどうかを検討します。そして、もし設置することになった場合に、対象学年や受け入れ児童生徒数、学習内容、授業内容等について検討し、立地環境等についてもどのような課題があるのか議論を深めていきたいと考えております。

長澤委員

令和6年度に検討委員会を3回開催予定ということですが、この3回の間で、今ご説明があった内容のどの辺までを決める予定でしょうか。

貞廣学校指導課長

設置についての検討委員会ですので、まずは学びの多様化学校を設置することが不登校対策の一つとなるかどうかを、金沢市の現在の状況等を踏まえて議論したいと思っております。議論していく中で、もし金沢市で設置するとなれば、どのような課題があるのかということまで検討することになると思います。それを答申という形にしたいと考えております。

木村委員

今でも教育プラザ富樫や内川小学校などにそういう場所がありますよね。それでも不十分ということなのか、それもあるけれどもプラスして新しくつくるということなのか、あるいは丸山委員もおっしゃったように新しい校舎ができるのか、卒業はどうなるのかなど、3回の検討委員会で方向性を示していただければと思います。

貞廣学校指導課長

今ほど言われたことが検討委員会での議論の内容になっていくかと思えます。学校に登校できず、適応指導教室や学校の校内教育支援センター、民間のフリースクール等で学んでいる子供たちがいます。さまざまな選択肢がある中で、金沢市の不登校対策として、学校やその他関係機関とつながっていない子供たちの社会的自立支援に向けた方策として、先進都市等の状況を見ますと学びの多様化学校を設置しているところがあります。まずは、現状を踏まえて設置するかどうかについて、検討したいと考えております。

野口教育長

今の説明で、3回の検討委員会において何を検討・議論するのか、お分かりになりましたか。ここがしっかりと押さえられないといけないのではないかと思います。

田邊委員

全国的にも検討し始めているところですし、実際に設置されている自治体もありますが、本市にあって、これまでにない新しい選択肢が可能なの

かどうかを議論するということですよ。今までの取り組みにおける課題を踏まえて、新たな選択肢を用意することが望ましいかどうかについて検討する委員会だと認識しております。これからの方向は、委員会での議論の結果次第になるのかと思います。

野口教育長

貞廣課長、方向性としてはそれでよろしいですか。

貞廣学校指導課長

はい。

野口教育長

新しい選択肢としての多様化学校の設置について議論したいということだと思います。

○ 報告第5号 令和5年度教育相談事業について（学校教育センター）

（説明の概要）議案書60ページ。近年、不登校児童生徒の増加、いじめや対人トラブル、発達障害等も重なり、相談内容は複雑化・困難化しており、より一層専門的な教育相談の実施に努めている。

令和5年度の主な事業で教育に関する相談を受理した件数は632人で、高止まりしている。

相談の主訴は発達障害や不登校等の重なりがあるが、1番目の主訴としては発達障害や発達特性に関する相談が326人と最も多く、次いで不登校・不登校傾向の相談が135人である。発達障害の二次的障害としての不登校が多く、二つの主訴には重なりが見られ、令和5年度もこの二つで全体の70%を超える。

（1）面接相談は、児童生徒や保護者等がプラザに来て担当の専門職員と約50分間、相談・カウンセリング等を行うものである。来所相談が中心だが、担当職員の学校訪問による関わりや電話でのやりとりも合わせると7,532件あった。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり学校訪問による相談が増加している。引き続き電話での情報共有等も行いながら丁寧に連携し、より適切で効果的な相談に取り組みたい。

（3）適応指導教室「そだち」は、令和5年度より教育支援センター「そだち」に改称となった。大人と1対1で過ごすことから始める「そだちPersonal」は、此花教室と富樫教室で合わせて148人と過去最多となった。

（4）巡回専門相談は、学校の申し込みに応じて専門家が学校に訪問し、子どもの様子を観察し、先生方の相談を受け、子どもの理解や支援の方向性について共に考える相談事業である。件数は減少している。これはスクールカウンセラーの充実に加え、学校指導課の新たな事業として特別支援教育アドバイザー派遣事業があるためである。令和5年度は小学校7校、中学校3校の計10校に対し大学教員等の専門家を年間12時間派遣しており、専門家が年間を通じて継続的に学校訪問等を行っている。アドバイザー派遣事業は、令和6年度より学校指導課と学校教育センターの特別支援教育の業務を集約して開設した特別支援教育サポートセンターの事業である。

巡回専門相談事業は、より学校のニーズに応じた形にするため令和6年度より特別支援教育サポートセンターを窓口とし、5月17日時点で既に小学校11件を訪問している。引き続き、学校や保護者、子どもたちに対するより適切で効果的な教育相談に真摯に取り組んでいきたい。

長澤委員

高校生からの相談の受理件数が増えている理由と、相談の主訴における「発達障害」と「発育・発達」の区別の違いを教えてください。

熊谷学校教育センター所長

対象は中学3年生までですが、進学先の高校との連携を丁寧に行っているため高校生の件数が増えています。

専門相談事業では小・中学生だけではなく0～15歳を対象としており、「発育・発達」は主に幼児です。まだ発達障害か発達特性かクリアになっておらず、発育の経過を見るものになっています。

長澤委員	高校生については、追いかけて高校生になった元中学3年生のお子さんの相談を継続的に聞いているということによろしいですか。
熊谷学校教育センター所長	あくまでも中学生までですので、いったん中学3年生の3月31日で終了しますが、中学3年生と高校1年生をスムーズにつなぐため進学先の高校から先生方が来てくださったりしますし、中学3年生まで相談に来ていて、その先、万が一いろいろなことが起こった場合、来所というより電話になります。どこにつなげばいいかというご案内を丁寧にしています。
櫻吉委員	高止まりしているとはいえ非常にたくさんの相談件数で、本当に大変だと思います。昨年と同じような質問をしましたが、面談相談が7,500件を超えているということは、平日が年間200日程度だとすると1日30～40件の面談が行われていることになると思いますが、面談にはどれくらいの人員で対応されているのですか。
熊谷学校教育センター所長	令和5年度は、所長の私も含め市の正規職員の心理職が7名、学校籍の指導主事が2名で、正規職員は9名となります。会計年度職員等の心理職の専門職は10名ですので、合計19名が富樫と此花に分かれて担当しています。
櫻吉委員	発達検査や学習障害に係る検査がなかなか医療機関でできない状況があり、学校で必要な検査は学校でお願いしますという形に少しずつなってきていると思います。今後もそういった検査数が非常に増えてくると思うので、十分な人員を配置し、一人一人に負担のかからないような体制を取っていただきたいと思っています。よろしくお願いします。
熊谷学校教育センター所長	令和6年度は、新たに特別支援教育サポートセンターを開設して職員を増員しています。発達検査等、就学に関わるものについては必要であればお受けしていきたいと思っていますし、学習障害のため通常学級での支援が難しく不応になるということもたくさん聞いていますので、令和5年度の予算で職員に対して指導者養成をしていて、令和6年度の秋頃には初めて学習障害のある子どもたちのプログラムを計画しております。少しずつ、しっかりと進めていきたいと思っています。
櫻吉委員	よろしくお願いします。

以上

会議録署名

教育長 _____ 署名

教育委員 _____ 署名

(大島委員)

[非公開議案の審議結果について]

- 議案第18号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について（学校指導課）

審議結果についても非公開

- 議案第19号 学びの多様化学校設置検討委員会委員の委嘱及び任命について（学校指導課）

審議結果についても非公開

- 議案第20号 金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について（教育総務課）

審議結果についても非公開

- 議案第21号 金沢市社会教育委員の委嘱について（生涯学習課）

金沢市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条第2項及び金沢市社会教育委員設置条例第2条の規定により、金沢市社会教育委員を委嘱します。

委員の委嘱

氏名	所属機関・団体名等	備考
浦 愉加	学識経験者（金沢商工会議所女性会理事）	再任
依 希實	学識経験者（北陸学院大学教授・社会学）	再任

任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで
（2年間）

理由：任期満了による委嘱（再任）

- 議案第22号 令和6年金沢市議会6月定例会提出予定案件について（教育総務課）

審議結果についても非公開

以上